

第7回香美町村岡区小学校等再編検討委員会 議事録【概要】

日時：令和8年9月15日（火）19：30～21：00

場所：村岡地域局3階 301会議室

（出席）

委員：11名、教育長

事務局：5名

（欠席）：

委員：4名

1. 開会

進行：事務局

2. あいさつ

前田教育長

3. 協議事項

（1）校歌の選定方法について

教育長：それでは、次第の3番、協議事項（1）、校歌の選定方法についてですが、前回の委員会で、⑥の「作詞作曲を別々に専門家に依頼する。」を選択肢から除外し、新たに⑥として「旧村岡町の町歌を変更して使用する。」を加えた6案によって再度意見集約をお願いしましたので、その結果につきまして、まずは皆さんのご意見を伺っていききたいと思います。

村岡区長会：④です。

村岡小PTA：幼小とも①です。

村岡小：⑤です。

兎塚小PTA：幼稚園とも①です。

兎塚小：⑥です。

射添区長会：⑥です。

射添小PTA：⑥です。

射添幼保護者：⑥です。

射添小：⑥です。

宝樹保護者：村岡のことを知っている方に依頼するということで④です。

教育長：園長の意見は聞いておられますか。

宝樹保護者：同じでお願いします。地域のことをよく知っている人に作ってもらいたいです。

事務局：④は公募なので作る人を指定できませんので、地域のことをよく知っている人に作ってほしいということなら⑤になります。

宝樹保護者：⑤でよろしいです。

教育長：兎塚区長会は欠席で扱わせていただきます。

事務局：整理しますと①が4団体、④が1団体、⑤が3団体、⑥が5団体となっています。

教育長：それぞれ意見を伺いましたが、これらについて、あらためて質疑、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【質疑、意見】

射添小 PTA：現在の村岡小の校歌は聞いたことのない人も多いと思いますが、旧村岡町の町歌なら多くの人に馴染みがあると思いますので、やはり⑥がいいと思います。

教育長：他に意見はないようですので、先ほどの票数によって判断してよろしいでしょうか。

教育長：それでは校歌の選定方法については、⑥の旧村岡町の町歌を変更して使用する、ということに進めさせていただきます。

(2) 校章デザインの応募資格について

教育長：続きまして、協議事項（2）、校章デザインの応募資格について、事務局から説明をさせていただきます。

事務局：それでは1ページをご覧ください。校章デザインの応募資格についてですが、こちらから示させていただいた選択肢は、まず住所要件で大きく3つに分けさせていただいています。

①が住所要件は問わないとするもの、②が村岡区内在住、③が香美町在住としております。また、②と③は村岡区内の学校に縁のある方もOKとしています。細かい表現については、まずは居住地による条件を決めていただいた後に検討していただきたいと思います。

したがって、①の資格不問とするか、②の村岡区内在住を基本とするか、③の香美町内在住を基本とするかについて、それぞれご意見をいただきたいと思います。

次に募集要項の案についてですが、内容についての検討は応募資格を決めていただいた後に意見を伺いたいと考えています。

まず、1. 趣旨は記載のとおりです。2. 募集内容は村岡小学校校章デザイン、3. コンセプトとして次のいずれかを考慮することとし、①3小学校統合にふさわしいデザイン、②校名を考慮したデザイン、③地域の特色や歴史などを考慮したデザインとしております。4. 応募

資格はこの後の協議で決めていただきます。５．作成要領ですが、自作未発表であること、Ａ４サイズ用紙を使って１０ｃｍ四方の枠内に書き、１枚に１作品、一人一点まで、色は問わないがぼかしは不可、単色にしてもイメージが損なわれず校旗などにも使用できること、デザインの意味や説明を付記すること、ＡＩによって作成したものは禁止とすることなどとしています。

６．応募方法は持参、郵送、ファックス、メールのいずれでも可とし、７．募集期間は９月２５日から１０月３１日まで、８．賞及び賞品は賞状と賞金で受賞者が１８歳未満の場合は保護者へ贈呈とし、賞金の額については予算の都合上５万円、９．選考・採用はこの委員会で選考してもらい、その後教育委員さんに最終確認してもらいます。１０．結果発表は応募者への通知、町広報やホームページで発表することとします。最後に１１．注意事項として主に著作権に関するものを掲げており、著作権に関するあらゆる権利は放棄していただき、香美町が自由に使えることを記載しています。

募集要項の説明については以上ですが、まずは応募資格を決めていただきたいと思います。

応募資格が決まりましたら募集要項の内容について、ご意見を伺っていききたいと思います。

教育長：この件につきまして、まずは応募資格について、３つの選択肢のどれを支持されるか、

皆さんのご意見を伺っていききたいと思います。

村岡区長会：②です

村岡小 PTA：幼稚園ともに①です。

村岡小：①です。

兎塚小 PTA：幼、小とも①です。

兎塚小：②です。

射添区長会：①です。

射添小 PTA：②です。

射添幼保護者：②です。

射添小：①です。

宝樹保護者：①です。園長も①です。

事務局：整理しますと①が９団体、②が４団体となっています。

教育長：それぞれ意見を伺いましたが、これらについて、あらためて質疑、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【質疑、意見】

射添小 PTA：票数のとおりでいいと思います。

教育長：他にないようですので、それでは校章の応募資格については、①とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

教育長：次に、募集要項の内容についてご意見を伺いますので、どなたでも結構ですので、ご意見のある方は挙手をお願いします。

【意見、要望】

射添小 PTA：ファックスで応募の場合、鮮明でなかったり、素人の作品の場合に専門家に補正してもらうことも有り得ることを明記した方がいいと思います。

事務局：そういった場合を想定して、専門家に補正してもらう予算は確保していますし、注意事項の⑤に採用作品について、一部補正、変更又は加除のお願いをする場合があります。と書いていますが、それでは不十分でしょうか。

射添小 PTA：子供の応募も考えて、もう少し柔らかい表現がいいと思います。

宝樹保護者：多くの応募があった場合、デフォルメしたものの扱いが難しくならないかと思えます。

射添小 PTA：「お願い」の部分を「相談」にすれば、相互にやり取りしながら補正することになるのではと考えますが。

事務局：表現を考えます。ちなみに村岡中学校の時は、同じように資格不問で募集しまして、応募があったのが18作品でしたので、今回も何十も何百も集まることはないと思っており、すべてに目をとってもらえる程度の数になるだろうと思っています。

村岡小 PTA：周知方法は？

事務局：チラシの全戸配布、ホームページ、行政放送、マスコミへの情報提供を考えています。

射添小 PTA：学校で、みんなで考えよう的なことはされますか。

村岡小：考えていないです。

射添小 PTA：賞金は？

事務局：5万円です。

宝樹保護者：想定以上に多くの応募があった場合、素人の我々だけで選定ができるのか。

事務局：応募作品は会議までに委員の皆さんに見ておいてもらおうと思っていますが、数が多かった場合は各自何点かに絞ったうえで会議に臨んでもらうようにしたいと思います。

射添小 PTA：A Iで作ったものかどうかの判別方法はどのようにするのか。性善説でいくのか。

事務局：難しいと思いますが、逆にA Iも可としてしまうと大変なことになってしまうと思いま

す。

宝樹保護者：A I をベースに修正を加えるような作品や似たようなものは必ず出てくると思いますが、

事務局：著作権に触れるようなものは、できる範囲で調べさせてもらおうとは思いますが、注意事項の③、④で問題が生じた場合は応募者の責任で解決することや採用取消もあることを明記しています。

射添幼保護者：デザインのねらいやアピールを余白に記入となっていますが、何に書いてもらうのですか。

事務局：デザインを描いた応募用紙の余白に書いてもらいます。

射添幼保護者：何の余白か分かる表現にした方がいいのでは。

事務局：修正します。

教育長：それでは、募集要項について、事務局、整理してください。

事務局：それでは、4. 応募資格は先ほど決めていただいた内容にすること、ねらいやアピールを何の余白に書くのか分かるようにすること、賞金は5万円、注意事項の⑤は「相談をさせていただく」という表現に直します。

射添区長：選考に専門家を加えるような予算措置はしてないですか。

事務局：予定はしていませんし、中学校の時もこの委員会の委員で選考していますので今回もできると考えています。

教育長：それでは、ただ今整理した内容で、校章デザインの公募を進めさせていただきます。

(3) 閉校式の日程について

教育長：それでは、協議事項(3)、閉校式の日程について、前回示させていただいた案に対して意見・要望のある校区はありますか。

【なし】

教育長：特にないようですので、町が主催する式典につきましては、令和10年3月25日(土)午前9時から村岡小学校、午前11時から兎塚小学校、午後2時から射添小学校ということで進めさせていただきます。

4. 報告事項

(1) 教職員による課題検討委員会の検討状況について

教育長：それでは、次第の4番、報告事項(1)、教職員による課題検討委員会の検討状況について、委員長の村岡小学校長に説明をしていただきます。

村岡小：まず学校運営部会ですが、事前交流会は学期に１回又は前期後期１回ずつかを検討中で、チャレンジプランを活用することも考えています。主な行事ですが、運動会は熱中症対策として５月第２週、自然学校は５月下旬、修学旅行は１１月にしたいと考えています。校時表は村岡小を基本に検討します。保護者説明会を９年度の２学期に予定します。ＰＴＡは別途検討とし８年度の２学期中に３校の会長に集まっていただき方向性を決めたいと考えています。

生活指導部会ですが、制服、体操服とも新しくすることとし、既製品で検討することを考えています。また、買い替え費用は町に補助してもらうことを要望しています。上履きについては規定はありません。学校生活やくらしの約束は３校の約束をすり合わせていきます。

学習指導部会ですが、学習の約束は来年度から統一していきます。家庭学習のきまりは９年度中にすり合わせをします。持ち物は新１年生の持ち物について検討していますが、基本的に村岡小に合わせます。総合・ふるさと学習は今後のカリキュラム編成に向け、今年度中にすり合わせをします。

説明は以上です。

教育長：ただ今の報告について質疑、ご意見を受けたいと思います。

【質疑、意見】

射添区長会：校訓の統一はするのでしょうか。

村岡小：校訓があるのは村岡小のみですので、引き続き使っていけばと考えています。

射添小 ＰＴＡ：事前交流は香住の時と比べて回数的にどうか、運動会は地域の運動会は考慮しないのか、ＰＴＡ会長が集まる時には香住区の例を資料として用意していただきたい、上履きは将来的に統一されるのか。

村岡小：香住の場合は初めて顔を合わせる状態でしたが、村岡はこれまでからチャレンジプランで顔見知りの状態ですので、回数より統合後と同じスケジュールで登校から下校までを過ごすことに重点を置きたいと思います。運動会は熱中症対策を一番に考えており、地区の運動会は香住の場合、引き続き旧校区単位でしていますので、地区の方でどうするかを検討していただきたいと思います。上履きは指定した場合、購入先が難しくなるので統一は考えていません。

村岡小 ＰＴＡ：運動会がゴールデンウィーク明けになるので、長い休みのあとの練習は子供に負担になりませんか。

村岡小：現在もあまり練習のいらぬ種目にしていますので大丈夫だと考えています。

教育長：先ほど、事前交流は２回でも多いかもしれないと思っていると言われたが、子どもたちはいろんな子がいて、１年生の子はチャレンジの経験も少ないので、そのあたりをよく見て計

画してください。

(2) 宝樹保育園認定こども園化の概要について

教育長：続きまして、報告事項（２）、宝樹保育園認定こども園化の概要について、事務局が園長の代わりに説明をします。

事務局：宝樹保育園の認定こども園化につきましては、昨年度この委員会で、村岡区の就学前施設は宝樹保育園を認定こども園化し、村岡、うづか、射添幼稚園は廃止し令和９年４月に開設することを確認し、総合教育会議で決定させていただいたとおり準備を進め、去る８月３１日に県の審査を受け、本日認可の内示をいただきました。名称は社会福祉法人むらおか認定こども園、対象は０～５歳児、定員は今より５名増えて５５名になります。説明は以上です。

教育長：ただ今の報告について質疑、ご意見を受けたいと思います。

【質疑、意見なし】

５．次回協議事項について

教育長：それでは、次第の５番、次回協議事項の１点目について、事務局から説明をさせていただきます。

事務局：次回ですが、校歌・校章につきまして、先ほど協議していただいた結果、校歌につきましては、旧村岡町の町歌を変更して使用することになりましたので、歌詞を検討する部会を設けて検討させていただきたいと考えており、少人数の部会で検討後、この委員会の承認をしていただく流れで進めたいと考えています。その部会のメンバーをこの中から何人かにお願いしたいと考えていますが、例えば区長会、小学校ＰＴＡ、幼稚園・保育園の保護者会、校園長から各１名の４名程度でどうかなと思っており、できれば本日そのメンバーを決めていただければと思います。校章につきましては、募集要項を本日決めていただいた内容でもって整理させていただき、ホームページ、行政放送、新聞報道、チラシなどを使って募集をしていきます。締切を１０月末にしますので、次回委員会では応募作品の中から採用作品を選定していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長：では、校歌については部会を設けていきたいと考えていますが、何人ぐらいで構成するのがいいと思いますか。

射添小ＰＴＡ：私は立候補します。

事務局：先ほど言ったグループ分けで良ければ、それぞれの団体で選んでいただければと思います。

兎塚小ＰＴＡ：地域性を考慮した選出の方がいいのではと思います。

事務局：校区ごとに１人ずつというのはどうでしょう。

教育長：今日は欠席者もありますので、それぞれの校区で代表を選んでいただき事務局も含めた部会としたいと思いますので、決まったら連絡をお願いします。

続きまして、次回協議事項の２点目について事務局から説明をさせていただきます。

⇒ 【資料配布】

事務局：お配りした資料の１ページをご覧ください。まず通学方法の基本的な考え方ですが、小学校の通学方法は徒歩が基本で、かつてはその範囲に学校が設置されていましたが、学校統合によって徒歩通学が困難となった地域は、路線バスや汽車などの公共交通機関を利用し、バス停や駅までが遠い場合はスクールバスで対応することとしています。また、この度の学校再編における取扱いとして、児童の精神的・体力的負担をできるだけ増やさないようにすることとしています。

そのうえでの再編後の通学方法の案を一覧にしています。この案にした理由や根拠はあとで説明しますが、まず村岡地区は、高井、寺河内、耀山、市原は路線バス秋岡線、用野、萩山、板仕野はスクールバス、その他の地区は徒歩ということで基本的に現在と同じとしております。

次に兎塚地区は、福岡、口大谷、中大谷、大笹は町民バスハチ北線、黒田、宿、日影は路線バス秋岡線、八井谷、大野、高坂、池ヶ平、和池、森脇、作山はスクールバスとしております。射添地区は、入江、和田、長板、小城は路線バス秋岡線、川会、高津、長須、味取、原、クスミを除く長瀬は町民バス村岡境線、和佐父、熊波、祖岡、丸味、境、クスミ、山田はスクールバスとしております。

このような案にした理由を説明しますので次のページをご覧ください。これは通学方法の基本的な考え方により、現行の規則や要綱に定める通学方法を現行のバスのダイヤやスクールバスの運行スケジュールに当てはめた場合の図になります。この場合の課題点を下のほうに赤字で記載していますが、まず、バスの時刻が現在の村岡小学校の登校完了の８時に間に合わない地区がいくつかあります。八井谷は、バス停はそう遠くありませんので、本来路線バスでの通学になるところですが、利用できる便が村岡病院着８時１７分の便しかありませんので、これに合わせて学校側の校時表を変更するのは困難です。射添地区で通学時間が３０分を超える地区があり児童への負担が大きいこと、そしてハチ北線と村岡境線は運行形態を道路運送法第７８条の自家用有償運送に変更することが検討されています。

以上のような課題の解決策として次のページの案を作りました。右下の赤枠がその案になりますが、①村岡小の登校完了時刻を８時１０分に変更すること、②町民バス村岡境線を、和田

区内を通らないルートに変更し通学時間を少しでも短くすること、③村岡区のスクールバスを1台増やして2台から3台にすること、④そのうえで八井谷、クスミ、山田をスクールバス対応とすること、⑤最後にバスには中学生、高校生、一般の方も乗られますので、地区ごとの人数を考慮し小学生の人数分の座席が確保されるよう、利用する路線を地区別に固定させてもらいたいと考えています。

また、現在の秋岡線のバスは村岡小学校前を経由しない便がありますので、通学で利用する便はすべて村岡小学校経由に変更するよう全但バスに依頼しています。

次に地区別に具体的に説明しますが、まず兎塚方面の大笹、中大谷、口大谷、福岡は町民バスへの変更が計画されているハチ北線とし、この便は笠波トンネル経由とします。令和10年度の人数は小中学生あわせて23人の予定です。黒田、宿、日影、市原、寺河内は全但の秋岡線とし、登下校とも村岡小学校前で乗り降りできるようにします。小中学生の人数は25人になります。その他の高坂、池ヶ平、和池、森脇、八井谷はスクールバスとします。

次に射添方面ですが、原、味取、長須、高津、川会は町民バス村岡境線としますが、和田区内を通らないルートに変更し時刻表のうえでは3分ですが実際は5分ほど時間短縮できると考えており、小中学生の人数は21人になります。長板、和田、入江は全但の秋岡線を利用していただき、人数は16人の見込みです。粗岡と丸味を1台のスクールバスで対応し、追加する1台はクスミ、山田、萩山の送迎を考えており、クスミ、山田については、町民バス村岡境線が利用できますが、30分を超える乗車時間となり、特にクスミは山田を一旦経由しますので40分以上の乗車になることからスクールバス対応で通学時間を短くすることを考えています。なお、それぞれの地区の下に通学時間という記載がありますが、()の前の数字が再編後、()内が現在の通学時間で、()が赤字の場合は徒歩を表しています。その下の数字は、マイナスは今より短くなり、プラスは長くなることを表しています。以上が再編後の通学方法の案となります。

次のページは、村岡境線のルート変更を地図に表したものになります。

最後のページは、ただ今説明させていただいた内容を、再編後の地区別通学距離・時間比較表として整理させていただいたものになります。資料の説明は以上ですが、結局何を決めていただくかと言いますと、資料1ページに掲げます地区別の通学方法について、地区ごとに徒歩か、路線バス・町民バスの交通機関か、あるいはスクールバスとするかを決めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

教育長：では、2点目の小学校再編に伴う通学方法について質疑を受けたいと思います。

【質疑、意見】

射添小 PTA：先日の地域公共交通会議で、この資料の内容が説明されていました。この委員会で何も話をしていないことが公共交通会議に出るのはおかしいのではないか、最初の頃の委員会で、統合によって下射添の通学時間が長くなるので香住に通うことができないかと言いましたが、その取扱いも協議対象にしてもらえないか、村岡境線のルート変更によって、以前射添小学校前バス停を利用している人があったが大丈夫か、秋岡線をすべて村岡小学校経由に変更すると言われたが湯舟橋は重量制限でバスが通行できないはずだが可能なのか。

事務局：地域公共交通会議にこの資料は出ていないと思います。学校再編にも対応するため企画課、バス事業者、教育委員会とで調整しているという説明ではなかったかと思います。通学方法は行政区ごとに設定していますので、校区の変更は行政区全体の意見としてまとめてもらう必要があります。再編後は距離的要件による区域外就学で香住に通う要望はしていただけるかと思いますので、今回の協議対象としては考えていません。射添小学校前バス停の利用者については、全但バスから最近の利用実績をもらって確認しており、現在利用者はいません。湯舟橋については通学対応で路線バスが通行するのは許可していただけると確認しています。

射添区長会：スクールバスに住民が混乗することはできないか。

事務局：スクールバスに住民が混乗することは今のところ考えていません。

教育長：他になれば、次回の委員会では、「校歌、校章について」と「小学校再編後の通学方法」について協議を行いますので、よろしくお願いします。それでは、協議事項は以上といたしまして、次回開催日について事務局、説明をお願いします。

事務局：それでは、次回開催日についてですが、校章デザインの締め切り後に採用作品の選定をしていただきたいと思いますので、11月27日（金）に予定させていただきたいと思います。なお、日が短い時期になってきますので、午後7時からにさせていただきたいと思います。ご案内はあらためてさせていただきます。

6. 閉会

教育長：それでは、以上をもちまして第7回村岡区小学校等再編検討委員会を閉会させていただきます。